

平成 30 年度 第 2 回

篠山市人権尊重のあたたかいまち

づくり審議会議事概要

日時：平成 31 年 3 月 13 日（水） 13：30～15：30

場所：篠山市役所本庁舎 3F 301 会議室

様式第3号(第4条関係)

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称
平成30年度 第2回篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会
- 2 開催日時
平成31年3月13日(水)13時30分から15時30分まで
- 3 開催場所
篠山市役所第1庁舎3階301会議室
- 4 会議に出席した者の氏名 (敬称略)
 - (1) 委 員 宇杉昌史、角谷慶治、足立真理子、酒井勝彦、西垣守、小林和子、
今井進、東泰弘、大西一昭、田中勇次
 - (2) 執行機関 事務局 市民生活部 野々村康
人権推進課 中野悟、団野頭一、細見秀司、雪岡香那恵
教育委員会 学校教育課 尾松直樹、後藤英之
- 5 傍聴人の数
1人
- 6 議題及び会議の公開・非公開の別
公開
- 7 非公開の理由
該当なし
- 8 会議資料の名称
 - ・平成30年度 第2回 篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会 次第
 - ・平成30年度 篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会委員等名簿【資料1】
 - ・篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例、審議会規則【資料2】
 - ・篠山市の人権施策事務事業【資料3】
 - ・平成31年度 篠山市人権啓発標語募集事業計画案【資料4】
 - ・部落差別解消法に関するリーフレット

- ・平成31年度 あいさつ運動チラシ
- ・第16回 人権フェスタチラシ

9 審議の概要

(1) 開会 (13:30)

(事務局) ただいまから平成30年度第2回篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会を開催します。開会前に事務局から2点報告いたします。本会規則の第4条2項により委員の過半数の出席により、本会議が成立していることを報告します。そして、会議公開と傍聴許可、会議録の公開について、篠山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する条例に基づき、本会議を公開とし、傍聴を許可しております。また会議録を要点筆記にて公開する予定としております。

(2) あいさつ

(会長) みなさん、こんにちは。ようやく春めいてまいりましたが昨日あたりからまた少し寒の戻りがあるようです。一昨日、東日本大震災から8年目を迎え、2万人近い方々がお亡くなりになり、まだ2千数百人が行方不明と、こんな大きな傷跡を残し、何回となくボランティアをお世話になった方もいらっしゃるようですし、地域の人たちと寄り添うことが一番大事ということで取り組みがなされています。それは阪神淡路大震災の教訓を生かしながら、今回の大震災をどうとらえていくか、どう人々と寄り添っていくか、我々にとりましては非常に大きな課題だと思います。2月20日雲部で人権同和教育研究大会を開催しました。部落解放同盟兵庫県連事務長の北川さんに、今の現状についてお話をいただきました。特に部落差別解消推進法ができて今後の状況や取り組みについてお話いただきました。SNSで差別的なことが拡散して非常に危険な状態です。例えば、写真を撮る時ブイサインをしますが、今のカメラは高性能なので指紋が全部写ります。それによって指紋が一人歩きをする、非常に危険な状態に晒されているというような話も聞きました。部落差別解消推進法ができて日が経ちますが、この法律が我々の生活の中に息づいていくように、みなさまの今後のご努力も含めてお願い申し上げたいと思いますし、今日は次年度に向けての取り組み、今までの取り組みを顧みて今後どのように進めていくのか。まさしく5月1日からは新しく丹波篠山市に変わります。人権を基調に据えたまちづくりが必要でないかと思っておりますので、今後ともみなさんのご指導ご支援いただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

(3) 議事

(会長) 会長が議長を務めることになっておりますので、私の方で進めさせていただきます。篠山市の人権施策事務事業について資料3に基づいて事務局の説明を求めます。

(事務局) 平成30年度篠山市人権施策事務事業について配布資料3等により説明

(会長) 篠山市の人権施策事務事業につきまして説明をいただきました。これは今年度の取り組みの内容についての報告ですね。これを基に来年度の人権施策を考えていくと理解してよろしいですか。

(事務局) はい。

(会長) それではそういう視点に立って、ご質問等いただければと思います。

(事務局) 事務局からよろしいですか。外国人住民関係の事業がいくつかありますが、補足をお願いします。

(委員1) 外国人住民が増えているのは、2017年度法改正までは1人の従業員に対して1人の技能実習生と決まっていたのですが、それが1人の従業員に対して2人の技能実習生を雇ってもいいと変わりました。そこから技能実習生が増え、中でもベトナム人とフィリピンなどが増えています。そして国の方で色々な課題が話し合われ、今回4月の入管法の改正になります。昨年度1年間で失踪している技能実習生は7千人、不法で働いている人たちは6万人くらい全国にいられていると言われています。それぞれの事業所の体制、問題のかな、と思います。私たちが接する技能実習生は日本語教室に来ている技能実習生なので、それ以外の子たちは私たちにアクセスがなかなかなく、技能実習生の相談からはそういう声は上がって来ていないです。日系ブラジル人については残業代が払われていないという相談がありましたが、彼らは派遣会社から工場に働いているので、派遣会社の不手際というのが最近は言われています。また、ベトナム人が増えているのは、留学生ビザで来ている篠山学園の介護の勉強をしているベトナム人で、最初の年は少し少なかったんですが、次の年は80人くらい来ています。4月入学40人、10月入学40人という形です。2年間勉強して5年間介護の仕事に就いていけば、今は介護福祉士の資格と同じものがもらえるという期間で、それがあと3年続きます。3年後は国家試験の介護福祉士を取らなければいけないということになりますが、今はそれを取らなくても、介護福祉士、日本人と同じ待遇で仕事ができるという期間になっています。学生たちは篠山学園の所に寮があり、通訳の方が色々お世話をされているので、あまり私たちのところに相談というのはないです。

(委員2) ベトナム人の方、全体のどれくらいの割合の方が篠山、丹波地域に残られると思いますか？

(委員1) それはわかりません。まだベトナムは家族で面倒をみるという習慣で、すぐ施設に預けるということはないかもしれませんが、これから増えてくるのかな、ということで、介護の勉強をした実績で、そういう事業を立ち上げることを考えて帰る人もいるし、もともと留学生として2年間日本語を勉強したり日本語学校に行っていたが、大学に行くのはハードルが高いので、介護の学校に行ってみようかと思っている子たちが日本全国から来ていたりします。そのシステムは3日間介護の勉強をして、あとの3日間は介護施設でアルバイトをします。その中で介護の仕事しんどいな、私には向いてないな、と思う子もいます。なので、残る子もいるだろうし、帰る子もいるだろうし。

(委員2) 篠山で力を入れてしますよね。ある程度の人数、何パーセントかでも残ってもらえれば篠山の介護職場も助かるだろうと思います。

(委員1) 10月に入った子が2年目になって、最初卒業する子は7人くらいです。次卒業する子で30人くらいです。また、2017年に技能実習生に介護という職種ができました。日本語はあまりわからないけど、介護の技能実習生としてやって来ます。また、結婚して日本にいます方で介護の仕事に就いている方も結構います。日本人と結婚されている方は、定住者なのでどんな仕事にも就くことができます。日系ブラジル人もそうですが、定住や永住者はどんな仕事でもできるので、そういう人たちが介護の仕事をしているというのを結構見かけます。

(事務局) 篠山学園のことや外国人の方の実態はなかなか知る機会がない状態ですので、意見をいただきながら、今後、ガイドブックなど生活するうえでの支援をしていかないといけないと考えています。これから篠山に住み生活される方も増えていくと思います。また結婚され子どもが生まれるという状態も出てくると思うので、そういった方の人権が守られるよう市の施策も考えていく必要が来ていると思っています。具体的にはまだ施策は何も持ち合わせていませんが、そういう考え方を行政をしないといけないと思います。

(会長) 国際理解センターをはじめとして福祉と人権、十分に連携を取って、外国人の方々の教育の問題も出てきますので、4者一体となって情報交換、共有化して取り組みを進めていただきたいと思います。人権推進課が中心となってそういう形を作っていただきたいと思います。

(委員3) 古市ふれあい館に公園があるんですが、土曜日に、どーっと10人ほど若い人がグラウンドを使いに来られました。自転車で乗り込んでこられて、スポーツされていたので、声を掛けました。その人たちはベトナムから来られた人でした。外国から来て、仕事をするという制度はあります。ただ日常生活、例えばスポーツ、体を動かすということまではないので、スポーツするところを探したら、場所を見つけたと遊びに来られていました。私は、グラウンドを使うことについて、こういう理由でグラウンドがあって、グラウンドには自転車入れないというルールになっているのでお願いしますという、わかりましたと自転車を出してくれました。みなさんが今後ここへ来て利用している時に、誰が使っているかわからないようでは困るからふれあい館に連絡しておくと言うと、リーダーの方に名前と電話番号を書いてもらって、ふれあい館に伝えて、ふれあい館から人権推進課に伝えてもらいました。日常生活の細かい支援とか付き合いとか、そういう支援をしていく必要があると思っています。こういう状況で外国の方が利用されるからお互い付き合いよう、日常生活やっつけようということをまた自分たちの自治会で伝える、そういうことが大事だと思っています。

(会長) 外国人住民と市民との交わりがどこでどのようにできるのか、一番人権にかかわる問題です。市民のみなさんに外国の方の生活の実態、生活習慣も含めて、知らせて

いくような方法を取らないと、一步間違えれば、外国人の人に対して、何の分もわきまえてない、勝手に使っているという話から差別につながっていきます。特に入管法が4月から変わりますが、法整備で法はできたけれども、十分浸透していかないジレンマがあります。市民のみなさんと情報を共有していくこと、一番大事だと思います。市民に向けた啓発もよろしくをお願いします。

(委員1) 「彼らは労働力ではなく人間であって、生活者としての外国人、生活をする人であるんだ」という解釈の仕方があります。働きに来ているだけではなく、生活している、住んでいるということをみなさんにわかってもらいたいと思います。公園で遊んでごみを捨てる所がないからごみをそのままにして帰ったという話もありました。それは知らないからそういうことになりました。ごみの事も知らないからできない。今、ガイドブックを出されると言われましたが、何人の人がちゃんと読むか、です。日本人でも見てわからないことを市に電話して聞きます。外国人にとってはわからないことがいっぱい、それをこの本を見ただけでわかるのかという話です。日本語教室でもごみの出し方のワークショップをしましたが、マヨネーズはどこに捨てるかと聞くと、プラスチックに置いてしまうから、これは中身が残っているから燃えるごみだよと教えます。実際に企業の技能実習生を集めて職員が行って、ワークショップをやる、そういうことがない限り、分別のない国の彼らは自分でやろうという気にはならないです。外国人はちゃんとしない、と言うのではなく、まず教えていないからできないということを知っていただきたいと思います。ただ本作ったからいいというのではないと思います。

(会長) 4月から入管法が変わりますので、今一番大きな問題です。東部の人には外国人の人とあまり交わって生活していないから、今の取り組みはどちらかと言うと篠山の西部が中心です。もう少し全市的に広げていかないと、市民と外国人の方との間にギャップが生じてくるのではないかと危惧しています。

(委員1) 篠山市の1つの課として多文化共生課とかそういうものがあれば、そこで集約されるし市民もそんな課ができたんやと認識できるんじゃないかなと思います。市の構成の部分の大きな問題ですが、そういう思い切ったことをしないとみんな意識ができないんじゃないかなと思います。

(委員3) 私は住民学習を頼まれた時、自分は部落民です、と言います。来られている人に、部落民ですと言われてどう感じたかと聞きます。それがみなさんの今です、差別したらあかんと言うけれど、本当は自分どう感じているのかというのを感じてくださいと言います。私は部落に生まれたことが条件づけられています、みなさんも一人一人条件づけられています。その中で今一番の目標は何ですか？今一番悩んでいることは何ですか？自分は部落から解放されることが目標ですという話をします。これまで特措法やいろんな取り組みがなされて今があります。今までは仕組みや制度や法律をどうするか、大事な事なのでしてきたけれど、もう1つ大事なことがあるんじゃないかと思っています。差別意識、差別する心があるのかないのか。

日常と非日常があるように思います。外国人の方の人権のことも、日常的に接する中でしか解決していきません。外国の方が通られたら、まず日常的にあいさつをする。知らないあかんし、まず知ってもらおう。自分がしてほしいことを相手にする。外国人への差別はあかんよ、法律作ったよ、だけではあかんところまで来ていると思います。

70年代から同和学習をずっとやってきました。最初の頃は、部落差別にはこんな事があります、部落の実態を知ってください、とやってきましたが、研修を受けた人たちが自分自身の人権はどうなのかと問い出しました。知るという段階から自分自身を問い直す、その段階にきていると思います。本当にあたたかいまちづくりをどうするのかというところになったら、篠山市民一人一人が自らの生き方を問うていくところまで到達したと思います。だからなかなか進まないんだろうと思っています。

部落差別解消推進法のリーフレット、これを私たちは部落民として1つ1つ答えていけないといけない。この4つある中で一番大変だと思うのは、「そっとしておけば自然に部落差別はなくなると考えるのは誤りです」、これを部落民として私たちは答えないといけない。あるグループが全国部落調査をして、インターネットの中に部落の地名が出ています。一つの地名総監が出ただけで、大きな影響がありますが、たまたまこのグループが出しているだけ、関係ないという人もいます。これを見た地区の人の感覚と地区外の人々の感覚。私たちは自治会で学習会をして、インターネットの画面をスライドで見てもらいました。現実を見て部落の人が衝撃を受けていました。自分の子どもが都会に行った時に隠していてもばれるんだということを実感しました。

具体的に日常の中で人権を大事にする関係を作らないといけない時にきています。大変だが一緒にやりたい、というのが私のお願いです。人権を大事にする制度をつくっていくのと自らが持っている差別意識をどう解決するのかをセットでやっていけるまちづくりができれば嬉しいなと思います。

(会長) 進まない理由がどこにあるのか、考える必要があるし、どう啓発すればいいのかという問題もあると思います。市民にきちんと知ってもらおうということが大事だと思います。ある一部の携わっている者だけでは広がっていかない。市民全体に広がっていかうとすれば、ありとあらゆる機会をつくって、こういうリーフレットも含めて何回も何回も市民に知らせていかないと理解は進まない。それはなぜか、自分の問題と違う、自分とは関係ないという捉え方がまだあります。外国の人の話やという意識。部落差別の問題が完全に解消しきれないという問題の中に自分と関わりがないという意識が強く残っているということがあります。これは何回も繰り返し啓発をやっていかないと進まないと思います。原点に戻ると、なぜ人権尊重のあたたかいまちづくり条例ができてこの審議会があるのかということをおみなさん考えていただく必要があると思います。また17項目【※法務省啓発活動強調事項】にわたるマイノリティ、人権にかかわる問題の1つ1つをどう解決していくのか、自らの課題として取り組みできるのかというところに焦点が定まってくると思います。

(委員4) 人権擁護委員で研修をやっているのは、LGBTです。なかなかLGBTの方の心の中まで入り切れないなあというのが自分自身の感想です。部落問題に、障害者問題、女性問題などそれぞれピンポイントでは理解はしているとは思いますが、しかし、研修を通じて、人権擁護委員の方でもできるだけグローバルにもものを見ていこうと提案しています。他の市町村でお話をしたり聞いたりしていると、篠山の人権意識は高いと思います。滋賀県あたりでは、隣保館をなくしてしまった。そういうことをやるから、寝た子を起こしたらあかんという意見が大半を占めているのかなと受け取りました。しかし、寝た子は必ず起きますから、起きた時に具合が悪いと思います。きちんと学習をしておくことが大事かと思えます。

昨日、動物愛護法を読み直しました。野良猫の避妊手術の補助制度がないかと市役所に尋ねたが、ないと言われた。首を切られたとか足を切られたと大きなニュースになり動物愛護に関心が高まっている中、ないと言うだけでなく、何か作ってくれないかと思って全国の様子を調べると、補助制度ができているところは少ないです。グローバルに見ていくと、このことに気が付いたらこのこともおかしいんじゃないか、これもおかしいんじゃないか、というようなことを見ていった中では、先ほどから話に出ている篠山学園の話ですが、私の所のすぐそばです。受け入れていく素地づくりが大事です。物事をグローバルに見ていけるかどうかの話になると思います。

(委員5) 弁護士をしていますが、私の仕事は紛争解決、紛争が起こった後での解決です。予防法務という紛争を未然に防いでいく方法を模索する弁護士もいますが、社会のシステム全体が変わらないことには実現できませんので、やっぱり未だに弁護士の仕事は基本的には裁判、起こった事件を解決する、それと同じことかなと思えました。現実問題として進めていくことが難しい問題であることは間違いないと思えます。

あと、この審議会の顔ぶれを見ても思いますが、若い人を巻き込まないと難しいだろうと思えます。

(会長) 若い人たちの考えも、どんどん変わりつつありますので、具現化していくためには必要な要素だと思います。

(委員3) 私自身も人権のまちづくりをしないとあかんと考えていますが、本気でやっているのか、やる気あるのかと問われていると思っています。篠山市は人権尊重のあたたかいまちづくり条例をつくりました。このとおりできたらすごいよね、若い人わざわざ出ていかないよね、という感じがします。若い人は今どう思っているのか、聞いているのか、同じところで生きているのか。住民学習会も70%開催されている中で若い人はほとんどの人が参加していない。若い人が必要とする学習会をやっていないのはいいか、自分の責任だとこの頃ずっと思えます。部落問題については部落民が語らないといけない時代に到達している、と感じました。

(委員6) 住民学習、31年度のテーマは子どもと若者の人権とありますが、具体的にどういう感じで進められようとしているのか聞かせていただきたい。具体的なことは出

てきているのですか。

(事務局) 来年度の住民学習は子どもと若者の人権を取り上げています。篠山市内は高齢の方が多いですが、社会的な課題となってる引きこもりや子どもへの暴力などについて、一つの人権として子どもの人権をみんなで作って現実を知る、学んでいただき考えていただく機会という形を考えています。いろんな人権課題がある中で、篠山市人権意識調査、兵庫県人権意識調査の結果の中で特に課題があった部分、十分な認識不足であるような課題について積極的にテーマを掲げて学習していくということで来年度は子どもと若者の人権を取り上げていきます。

(委員6) 小学校では人権参観日や人権教室が実施されたり、それぞれ学校でもいろいろと取り組んでおられますが、子どもを取り巻く生活環境の差が大きい状況の中で、このテーマでどういう住民学習をされようとしているのか。うまく学ぶ機会を作っていたらと、今までに関心なかった人たちが自分たちの問題なんだと、人権のまちづくりというのは自分たちの問題なんだと意識を持ってもらえるような学習方法を模索しないと、通りいっぺんで終わってしまって、今年も終わった、ということにならないように。良いテーマに気付いてもらっているので、大切に考えて取り組まなければならないと思います。住民学習に行った時も非日常になってしまって、自分の日常とかけ離れたいい格好の意見も言ってみたり、そういう日常と非日常の意識のギャップをどのように埋めていくのか、そういうことに気付く学習、みんな自分が当事者だというような学習をいかにすればいいのかと思います。

(委員3) 私自身が部落差別の中で生き切ってなかったら、孫が困ったときに答えられません。なので差別の中に居続けないといけません。しんどいです。僕は差別から解放されることを目標にしていますが、差別の中に居続けることもまた1つの目標になりました。今は、孫が部落差別に出会った時に、話を聞きたい、話をしようという人間でい続けたいというのが目標です。若い人たちがどうこうというより、若い人たちが今何に悩んでいるのか、ということをお聞かせいただけないと思います。いろんな悩みがあって、17の中の何かに悩んでいたら、答える私たち、それが大事だと思います。

(委員1) 今度発行される「生き方の創造」には子どもたちのいろいろな情報が入っています。その中に、外国につながる子ども・若者というページがあり、編集委員もさせていただいたんですが、今、外国につながる子どもが増えているというのは、もちろん外国人が増えているからなんですが、特に派遣会社を通してやってきて工場に勤める日系ブラジル人、南米系のブラジル人が増えています。篠山という町があたたかいというイメージをロコミで持っています。去年はブラジルからやってくる子どもを持ったシングルが家族が目立っていて、大人も子どもも全く日本語ができないが、不就学になってはいけないから、日本の学校に入りましようとなる。そうすると、教育委員会でサポーターをつけてくださって、人数もだいぶ増えたので件数も上がってきている状態です。彼らは言葉もわからない状態で教室の中で大多数の中の一人として生活するわけです。

人権の面からみるとすごくかわいそうな立場で勉強しなければならないという子どもたちが増えています。そうすると、そこにいる日本人の子どもたちにもいろいろなことが起こります。日本語がわからないから一緒にゲームをやらないとか、そういうことが想像つくとは思いますが、日常的にいろんなところで起こっています。集中的にたくさんいる小学校もあれば全くいない小学校もある。一人だけぼつんといっていることもある。まとめて日本語を教える、その子の国のこともちゃんと教えてあげて残していく、というバイリンガルに育ててくれるのが希望ですがなかなか難しい。自分は学校で日本語で話をする。家ではポルトガル語で話をして日常会話しかできなくて、抽象的な言葉に発展していかない。ポルトガル語は日常会話で止まってしまい、日本語だけが積み重なっていくと、お母さんはポルトガル語しか話せない、子どもは日本語しか話せないという状態で、子どもたちはお母さんとちゃんとした話ができなくなる。そこに高校入試という大きなハードルがあり、なかなかそのハードルを越えることができなかつたり、なんとか高校に入ったけれど、結局夏休みまでにやめてしまうというのが結構あって、うまく就職に結びつかない。年齢によっても違うし、その子の素質によっても違うし、小学校中学校の子どもたちの育て方というのは大きな課題であると思います。

(会長) 日本とブラジルの間に関することについての調定みたいなものはありますか。4月に入管法は改正されますが、それ以前の問題として、グローバル化の時代ですが、どれだけのことが国家間、政府間で取り決めがされているか、何か情報がありますか。

(委員1) 入国について、ブラジル人の場合は日系だったら就労できる定住ビザが多いです。1年ごとに更新ですが、ちゃんと働いて、ちゃんと日本で生活していることがわかると2年、3年と更新期間が長くなって、そのあと永住という形で、長い間日本で働くことができます。そういう決まりはありますが、それ以外の決まりはないです。子どもをどうするかというような決まりはありません。日本の場合は、彼らは義務教育ではありません。外国の親には日本の学校に行かせないといけないという義務はありませんが、子どもの人権条約で教育を受けなければならない決まりがあつて、子どもたちはどこか学校に行かないといけないということで日本の学校でもいいなら来てもいいですよ、というのが今の体制です。先生は日本語しか話せないの、サポーターをつけるということが今は行われています。それには国は全然お金を出していません。地方自治体が一生懸命やっています。特に兵庫県はサポーターをつけたのも早いし、篠山市はその中でも市のサポーターをつけているということですのですごく配慮があります。ただその制度もサポーターの資質という問題もあります。日本語も話せて字も書けてという人は私が知っているのは1、2名で、人材がそんなにいません。

(会長) 市同教の人権啓発会議で、夜間中学校へ日系ブラジル人の子弟の方が行かれていますとありました。学ぶところがない状況が生まれているのでどこかで拾い上げていく必要があります。

(委員1) 日本の子どもたちも多様化してきているし、その子たちのケアもしながら外

国の子どもも入ってきて、先生も大変だと思います。

(会長) 市内の小中学校でもそういう状況が生まれています。学年によって全然違うと聞きます。少人数の小さなクラスでもあるそうです。

(委員6) その子たちは日本語を学ぶ機会はあるけれど、お母さんの国の母国語を学ぶ機会がないわけですね。

(委員1) ブラジルの子たちは、神戸には母国語、ポルトガル語を学ぶ教室を運営されている方がいて、車で子どもを連れて行って、土曜日日曜日に勉強させている人もいますが、そこまでできない、働く方が必死という人もいます。親の方にバイリンガルに絶対したいという気持ちがあるご家庭がどれだけあるのかと思います。小学校6年生、中学校くらいで日本に来た子は、その言葉はこの言葉、と置き換える日本語があるので、通訳をしてもすぐ頭にその概念が入ります。そうではない子どもたちは、ポルトガル語は日常会話から上達しないので、ポルトガル語で通訳したとしてもその意味が分からないので、もう日本語で育てるしかないという状況になっています。

(会長) かつて篠山小学校に在日の人たちの民族学級が置かれました。それとオーバーラップして聞こえます。その制度は長く続きましたが、必要でなかったらもっと早くなくなっていたと思います。何か、そういうものが整備できればと思います。

同じ日本の社会の中で生活するうえで、何の障害もなしに生活ができるような状況を作っていくというのが人権の視点に立ったものの考え方だと思いますし、僕はそうすべきだと思います。

(委員4) 要保護児童対策地域協議会の対象の子たちはみんな貧しいです。経済的に貧しいだけでなく生活環境的に貧しい。外国人だけではなく日本人でも。相談件数のデータが出ていましたが、敷居が高い所へ相談に行かない人たちがたくさんいます。隣近所の人にちょっと相談すれば、子育てのことについても、昔はアドバイスが帰って来ました。それがピシャーっと戸を閉めてしまっている。以前、常設型住民投票条例を策定する審議会の委員をしていた時、永住外国人にも住民投票権を与えてはどうか、というのが大多数でした。しかし、外国人に篠山の市政を左右されては困るという意見がありました。左右できるだけの永住外国人がいるかとデータを出してもらったら、住民投票の左右を決めるような人数ではなかった。住民投票は将来がかかっていることを住民投票するのだから、これから未来を背負っていく若い人たちに判断してもらおう、少年法改正の話が出ていた頃でしたから、18歳以上にしようと大多数の委員がそういう方向でしたが、最終的には20歳以上で日本国籍があつて篠山市の住民であるという枠の条例が提案されました。篠山には非常に排他的な部分があるのではないかと、根本的に一回ひっくり返してみたら、いろんなことが解決していく糸口があるのではないかと思います。事前登録型本人通知制度についても、ある弁護士や司法書士に話を聞きますと、悪いことをしていないから別に通知してもらっても構わないと言われます。登録制ではなく、第三者が請求したものについては全部知らせる、それでいいのではないかと思います。

ます。

(会長) 貴重なご意見をたくさんいただきましたので、また事務局の方で精査していただき、方針の中に入れていただくようお願いいたします。

続いて平成31年度篠山市人権啓発標語募集事業について事務局からお願いします。

(事務局) 平成31年度篠山市人権啓発標語募集事業について配布資料4により説明

(会長) 事務局から計画案が示されましたがこのことに関して、ご意見をいただきます。

(委員4) 趣旨はいいのですが、学校の負担になっていないかと思えます。夏休み明けは作文やポスターなど手いっぱい聞いたことがあります。

(会長) 時期的にはいつ頃ですか。

(事務局) 提出期日は9月で、夏休みくらいを考えています。学校に説明していく中で、夏休みだけでも100個くらい課題があると聞いています。かなり生徒にも負担があるので、なかなか強制的なことはできないと思うと言われたのですが、人権意識を高めるためにはこういった考える機会は必要であるということは十分理解できるということで、事務局としては各学年で最低これだけは出してほしいなと作品数だけを提示し、選出の方法や募集の仕方についてはある程度学校側にお任せしようと考えています。

(会長) どうしても9月ですか。時期をずらすなど時期的な問題も少し考慮しながらよく学校とも相談しながらやっていただきたい。

(委員6) 高校生は一般の部という解釈ですか。

(事務局) 今はそう考えています。

(委員6) 高校生としてのアピールはないわけですか。小・中とあって、高校にというアピールはないですか。

(会長) 2月25日も、人権問題に関して高校生にもう少しアプローチをしていく必要があるのではないかという話が出ました。篠山には3つの高等学校があるので、全校全員とはいかないかもしれないけれど、幸い市同教にも教頭先生方が委員として入っていらっしゃるので、もう少し考慮していただいて、ぜひとも高校生にも参加してもらうような状況を作り出して人権意識を持ってもらうことは大事なことだと思います。意識を持つてる子もたくさんいると思うので検討してください。

(委員6) 人権フェスタのメインイベントに表彰の予定が入っていますが、人権フェスタもメニューがたくさんあって、スケジュールが詰まってくるだろうかと心配をしています。また、啓発標語が決まった後、どのように、ここには各企業、PTA、老人会とありますが、各企業の中はどのようなところがありますか。私も医療機関行ったら、いっぱい貼ってあるのをよく読みます。作品の掲示場所について、事業所の中には医療機関など含めて、わざわざホームページを開かなくても絶えず目に触れるところに啓発をする、そういう取り組みもしていただきたいと思えます。

(会長) その辺りも事務局、ご検討ください。

今日は、4月から入管法が変わるという状況の中で、外国人の方の受け入れに対して、

篠山市も人権の視点に立った受け入れ態勢をどう整えていくのか、1つ大きな課題として上がって参りました。篠山市の人権施策、これから大きなものがたくさんあります。特に部落差別解消推進法の問題についても具体的な踏み出しが多少できていない面もありますので、ありとあらゆる機会を通じて市同教も含めて、考えていく必要があると思っています。2月25日の人権啓発会議では、住民学習もフィールドワークを取り入れて、従来の座学でビデオを見たり話を聞く学習形態だけでなく、篠山にも人権にまつわる場所があるので、出向いて行って、そこから何かくみ取ることがあればという話も出ていましたので、調整をしながらしていただけたらと思っています。我々も行政だけにお任せするのではなく、我々の立場でどう取り組んでいくのか、自分の問題としてまだまだ取り組めてない、という部分は十分に考えていただきたいと思います。この会は再三開くことはできませんので、また次回いろんな課題を持ち寄っていただきますよう合わせてお願いします。それでは閉会に入らせていただきます。副会長お願いします。

(副会長) 24年前の阪神淡路大震災が起きた後、すぐに30代の男性が多文化共生のNPOを立ち上げました。多文化共生課ができてもいいんじゃないかというお話から、その時、衝撃を受けたことを思い出しました。24年前に神戸では若者が立ち上げましたが、24年経って、篠山にもそういうことが必要な時代が押し寄せてきている、素晴らしい発想していただいているなと思いました。先日も社協で権利擁護フォーラムがありました。それは障がいのある方や高齢者の方について、周りが早く介護認定受けなきゃ、障害者認定受けなきゃと一生懸命動いて、本人には、何もかも決めてしまってからこれでいいね、という感じで確認していることが多い。一番初めにその当事者に、本当はどういう生活がしたいのかということをもとに聞いて、周りの者が動くならいけど、反対になっていることが多いということでした。当事者は世話になるんだという負い目があってなかなか言えないけれど、どうすることがあなたの望みですか、あなた本当はどうしてほしいのですか、ということをもとに一番に聞いてあげる。それが人権感覚の基本の部分じゃないかな、日常生活の中にいっぱいある人権感覚じゃないかなとつくづく思いました。

みなさん、お忙しい中こうして集っていただけていいお話、ご意見をたくさん聞かせていただきありがとうございます。これからもどうかよろしくお世話になります。

(4) 閉会 (15:30)